

博物館部会法制度の在り方に関する意見

2021年8月

日本プラネタリウム協議会

はじめに

プラネタリウムを代表して意見を述べるにあたり、プラネタリウムの実情について少しご紹介します。

まず、プラネタリウム施設は、多くは単独で設置されません。通常は何らかの施設・館の一部として運営されます。科学館や天文台の一施設、学校教育センターの一施設のほか、図書館や体育館、ホールなどの複合施設の一施設やホテルや商業施設の一施設としても存在します。博物館について公民館、文化会館、児童館内にプラネタリウムが設置されています(図1)

◆◆8. プラネタリウム施設の運営について

◆8-1. プラネタリウム施設の設置について
プラネタリウム施設の種別分類

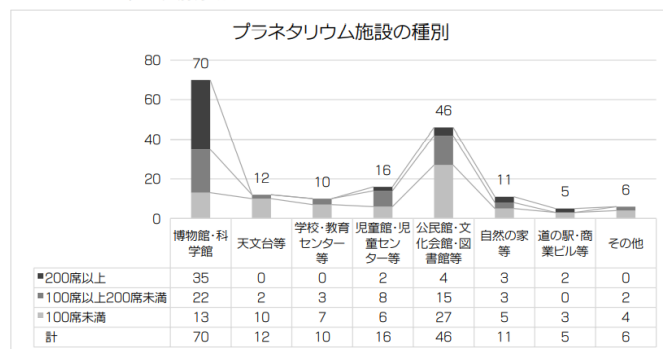


図 8-1. プラネタリウム施設の種別分類

図 1 日本のプラネタリウムの設置施設種別

施設の一部なので、経営の独立性は低くなります。一方が実際の事業運営は、プラネタリウム施設が独立的に行うことがよくあります。専任・専門の担当者が企画運営しています。

プラネタリウム施設の9割以上は公立の施設ですが、商業施設のテナントであっても、非営利の地域の学校向けの学習プログラムを用意する、あるいは宇宙に関する教育・普及事業を行い、地域の科学教育活動の拠点となってきました。

このように、プラネタリウムは多様な施設、運営体の一部でありながら、母体の施設の性質とは独立して博物館的な事業を行っているケースが多くあります。これは規模が小さな博物館とは異なる事情といえます。

同様な事例が「科学展示コーナー」です。独立した科学館を持たない自治体が、文化会館や生涯学習センター内にコーナーを設け、ミニ科学館としての活動をしていました。20年前くらいまでよく見られましたが、行財政の逼迫からこれらコーナーはひっそりとなくなっていき、市民の科学分野の生涯学習の拠点が失われてきました。プラネタリウムは人気もあるため存続していますが、建て替えや耐震補強を契機として数を減らしています。小さくても存続する郷土資料館などには文化財関連法などの根拠や規制、国の支援があるのと違う点です。

このように、特に位置づけが不安定な状況を改善するために、博物館未満の状況の施設も多いプラネタリウム施設に関して、地域の自然科学分野の社会教育活動の拠点としての位置づけを与えるような法制度であることが望ましく考えます。

ここでは、上に述べたような問題意識と、現下のプラネタリウムの運営やあるべき姿を念頭に置きながら、意見させていただきます。

なお、プラネタリウムは全国 47 都道府県すべてにあり、300 施設以上が活動しています。小規模な施設でもプラネタリウムのみで平均年間 9000 人、大規模な施設だと最大で 50 万人近く、平均で 10 万人に迫る利用者があり非常に支持されているといえます。単なる映像館ではそうはいきません。当協議会の毎年の研究発表や会報でも多数の事例が寄せられますが、担当者の活きた活動に裏打ちされているものと考えています。

1. これからの博物館に求められる役割に関して

1-1 について

同じ文部科学省の中であるので、令和 3 年 4 月（元は平成七年法律第百三十号）施行の「科学技術・イノベーション基本法」との関連についての言及があってもよいと考えます。第 5 章第二十二条には「学校教育及び社会教育における科学技術に関する学習の振興並びに科学技術に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。」とあります。法律は最近のものですが、この考えはより古く、古典的な啓蒙思想的ではありますが昭和 50～平成初期の施設の設置条例に「科学技術に関する啓発及び知識の普及」はよく記載されています。

現在の文明は科学の体系に依拠しており、科学が生活の不可分な一部です。そして科学は文化の一部でもあります。新型コロナウイルス感染症などの自然とのある意味共生のためには、市民が科学の使い手として成長する必要があります。学校から離れた場でもこれを楽しみながら行うのもミュージアムの役割ではないかと考えます。

1-2 に関して

個別の小さな部分ですが、プラネタリウムは VR などのシミュレーション技術と親和性が高く、その解説などのスタイルやノウハウはそのまま移行できます。プラネタリウムは美術博物館などにも設置されており、こうした実践やノウハウの分野を超えての共有が今後大切になってくると思われます。

2. 登録制度について

審査が外形的基準によっているのはよくないという考え方には賛成します。先に述べたように特に独立した土地建物を持たなければいけないという現行の基準は、他施設の一部となっていることが多いプラネタリウムにはなじみません。独立した土地建物は事業の継続性や独立性の担保のためと理解しますが、プラネタリウムは特別な施設であり、また、後

に述べるようにその資料はいわゆる文化財ではなく、知財が中心となってきます。それらを継承することができるかどうか重要と考えます。

また、施設単位だけでなく、より小さな部門単位の認証制度があるとよいと考えます。それは、先に述べたように施設全体とプラネタリウムの役割の方向性が違うこともあるからです。現状の登録や相当までいかななくても、施設一部だけでもなんらかの認証ができる方策がのぞましいと考えます。

また資料に関連して、プラネタリウムはその専門性を担保するのはプラネタリウム機器であり、それを演示したり、プログラム作成をすることに大きな力をさいています。いうならば、無形の知財が財産であり、資料です。こうした制作活動の実績（シナリオ、研究報告、番組プログラムのソフトそのものなど）を、郷土資料館などの資料と同等に認証のさいの基準にしてもらいたい。

関係して科学実験装置などの展示装置は、消耗し、廃棄し、代替わりします。プラネタリウムもシミュレーターであり一種の科学実験（シミュレーション）を行う展示装置です。これらをどう資料の枠組みにいれるのかを検討していただきたい。動物園の動物も同様であり、類似の検討が必要と考えます。

従来類似施設とされているものを底上げのために、認証していきたいという方向は賛成します。繰り返しになりますが、類似施設未達の施設、しかし多くの市民が利用し学習に使っている実態がある施設を拾い上げる制度であってほしいです（プラネタリウムは小型のものでも年間 9000 人が平均利用者、大型なら 8 万人）。

2-2 登録の方向性について のなかの 審査について

プラネタリウム業界においてナショナル・センターになる施設は存在しません。

国立のプラネタリウム施設は、国立自然の家があり、近いものとしては日本科学未来館にあります。しかし、これらはプラネタリウムを小さなパートとして運用しているだけであり、現状では日本のプラネタリウムを推進しているとはいえません。

主に地方自治体の施設担当者が少しずつ力を出し合って日本プラネタリウム協議会を運営しています。現理事長は複合公共施設の小さなプラネタリウムの担当者です。審査体制をとることは困難です。他の自治体の職員に審査してもらいたいとは思わないでしょう。

かといって、国立博物館の人文系あるいは自然史系博物館の基準に照らすと、プラネタリウムは審査できないと思われます。そこで専門人材がほしいところです。国立科学博物館にプラネタリウムがないので、文化庁内にプラネタリウムや公開天文台などの審査担当者を置くか、あるいは有力施設に国の予算で加配の形でリサーチや審査担当者を置き、実態を知りながら審査やプラネタリウムの連携活動を行うといった方法が考えられます。候補者としては、当協議会の理事長 OB で退職したものなどが考えられます。

3 学芸員制度について

プラネタリウムは博物館の運営のポリシー的な部分は共有しますが、資料の扱いについては異なります。大学での養成において、プラネタリウムが言及されるさいに、誤解に基づいた評価があるやに聞いております。プラネタリウムは博物館ではないからといったことを大学の講義で聞いたというプラネタリウム担当者も少なからずいます。日本プラネタリウム協議会としても情報発信につとめ、他の館種との交流を深める努力は進めていこうと考えています。一方で、学芸養成をしていく上で、プラネタリウムの理解ができるような仕組みをいれていただけるよう機会を作っていただきたいと思っています。

学芸員の専門性について、旧来の資料の取り扱いと展示、学術的な調査研究を物差しにするのだと、プラネタリウムは単独では特に資料の定義によっては仲間に入れられなくなります。動物園なども同様と考えます。一方で、美術館の学芸員が科学館の学芸員をやれるかという、不可能ではないにせよ問題は多いでしょう。学芸員は分野ごとの専門性があり、モノの資料を扱うか、知財的なものを扱うかでも違います。また、研究にしても資料に向かう学術研究か、資料ではなく市民に向かう教育やコミュニケーションや市民参画なども重要であり、1-2.これからの博物館に求められる役割 に掲げられた博物館の定義と整合性がある評価や養成が必要と考えます。

博物館に関わる仕事をする学芸員と別の資格制度を考えるのは一考です。それが学芸員のサブセットであれば学芸員補との差がなく意味がないと思います。なお、資格はそれが採用などに生かされなければ意味がありません。館の登録等の審査とセットにすべきかと思えます。

なお、専門人材の位置づけは小規模施設、自治体では極めて厳しく、能力向上はプライベートの活動に依拠しているケースも多々あります。これでは専門スキルが向上しないので、複数人職場であれば、相互国内留学などを促すといった制度があってもよいと考えます。いわゆる割愛ではなくとも、他所で勤務できるような方法はないでしょうか。長期出張研修（半年程度）など柔軟に考えられるのではないかと考えます。単人職場であれば、研修中の補助職員の派遣なども可能ではないでしょうか。

報告からすこしはみ出る部分もありましたが、全体をみてコメントいたしました。よろしく申し上げます。

以上